

# 仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成30年(ヨ)第3178号仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に債務者のため金120万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

## 主文

別紙主文目録記載のとおり

平成30年11月22日

東京地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 小川直人

裁判官 廣瀬孝

裁判官 三坂歩

## 主 文 目 録

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙物件目録記載 2 の土地を仮に明け渡せ。
- 2 債務者は、債権者に対し、別紙物件目録記載 4 及び同目録記載 5 の建物を仮に明け渡せ。

以上

当事者目録

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

債権者 東京都

代表者知事 小池百合子

同所 東京都総務局総務部法務課 (送達場所)

電話 03-5388-2519

FAX 03-5388-1262

債権者指定代理人 松下博之

同 榎本洋一

同 石澤泰彦

同 岡田太一郎

同 黒田修平

〒135-0061 東京都江東区豊洲六丁目5番1号

債務者 有限会社杉原水産

代表者代表取締役 杉原稔

(送達先)

〒135-0061 東京都江東区豊洲六丁目5番1号

(豊洲市場水産仲卸売場棟1階イ121~イ124)

## 物 件 目 録

### 1 (土地)

所 在 東京都中央区築地五丁目  
地 番 1 番 3  
地 目 宅地  
地 積 1 2 1 9 7 0 . 1 9 平方メートル

### 2 (土地)

上記1の土地のうち、水産物部仲卸業者売場1091、1092、1093、1094の区画の用地  
(別紙図面1の「杉原水産」と記載された黄色に着色された斜線部分)  
(37.2平方メートル)

### 3 (建物)

所 在 東京都中央区築地五丁目1番地3  
(住居表示：東京都中央区築地五丁目2番1号)  
建物の名称 仮設卸売場A1棟  
家屋番号 (未登記)  
構 造 鉄骨造3階建  
(別紙図面2中の斜線部分)

### 4 (建物)

上記3の建物のうち3階事務室部分(別紙図面3中の斜線部分25.6平方メートル)

5 (建物)

上記3の建物のうち3階倉庫部分(別紙図面4中の斜線部分20.6平方メートル)